## 法定外税について

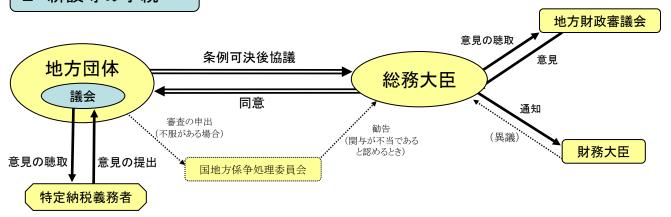
## 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設する ことができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の 許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設 された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、<u>税率の引き下げ、</u> <u>廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要</u>と なったほか、<u>特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議</u> 会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

## 2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、<u>総務大臣はこれに同意しなければならない</u>。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

### 「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10 を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

# 〇地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(址

(道府県が課することができる税目)

第四条 (略)

2~5 (略)

して、目的税を課することができる。6 道府県は、前二項に規定するものを除くほか、別に税目を起こ

(市町村が課することができる税目)

第五条 (略)

2~6 (略)

ができる。 掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課すること7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に7

(法定外目的税の新設変更)

てるため、法定外目的税を課することができる。第七百三十一条(道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充

- らかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あ税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及2.道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的
- 議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。もの条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村のものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をするもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)である十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めて同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項においの納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項においる道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一

い。
受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならな第七百三十二条(総務大臣は、前条第二項の規定による協議の申出を

務大臣に対してその旨を申し出ることができる。に係る法定外目的税の新設又は変更について異議があるときは、総財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出

いては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意につ

(総務大臣の同意)

に同意しなければならない。ついて次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これ議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税に第七百三十三条(総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協

が著しく過重となること。
「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

でないこと。

(法定外目的税の非課税の範囲)

外目的税を課することができない。第七百三十三条の二(地方団体は、次に掲げるものに対しては、法定

から生ずる収入 当該地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれら

われる事業並びにこれらから生ずる収入二・当該地方団体の区域外に所在する事務所及び事業所において行

給付で政令で定めるもの三の公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける

# 〇 箕面市開発事業等緑化負担税の概要

課税団体	大阪府箕面市
税目名	開発事業等緑化負担税(法定外目的税)
課税客体	事業として行う開発行為等
税収の使途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の 維持、保全及び向上に要するもの
課税標準	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法第52条第1項、第2項及び第7項の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積
納税義務者	開発行為等を行う事業者
税率	250円 / m <sup>*</sup>
徴収方法	申告納付
収入見込額	年間 約3千万円
非課税事項	以下の建設行為を行うとき 1. 国又は地方公共団体が行う開発行為等 2. 同一事業者が同一敷地において同一事業を継続するために行う開発行為等 3. 農地及び森林の維持、保全に資する農林漁業用倉庫の建設行為
徴税費用見込額	年間 約1百万円
課税を行う期間	10年間(H28. 1. 1~H37. 12. 31を想定)

〇 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) (抄)

(法定外目的税の減免)

- 第七百三十三条の十三 地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において法定外目的税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該法定外目的税を減免することができる。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。
- 〇 箕面市開発事業等緑化負担税条例(平成二十六年十二月二十二日条 例第五十四号)(抄)

(減額)

- 第十三条 市長は、開発行為等に係る処分等を受けるための申請等の手続を行った日の前日において、納税義務者が2年以上継続して本市の区域内に住所(法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)を有する者であるときは、開発事業等緑化負担税の額の2分の1に相当する額を減額することができる。
- 2 開発事業等緑化負担税の減額を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、必要な事項を調査の 上、減額の可否を決定し、納税義務者に通知するものとする。

## 箕面市法定外目的税「開発事業等緑化負担税」に係る論点について

論点 市内に本店等がある事業者に限って減免できる旨の規定があることをどう考えるか。

法定外目的税の減免規定である地方税法第 733 条の 13 を含む地方税法の減免規定は、税負担の公平性の観点から、災害、貧困等により担税力を喪失した者、その他特別な事情がある者に限って減免を認めているものであるが、「特別な事情がある者」は税負担の公平の見地から見ても減免を相当とする程度の強い公益性があるものに限って、減免を認めるものである。

一方、箕面市の開発事業等緑化負担税条例の減免規定は、市内本店等事業者と市外本店等事業者を区分し、市外本店等事業者は減免の余地が全くない一方で、市内本店等事業者については、担税力や公益性等について何ら条件をつけずに減免することができるとしている。このことについて、地方税法第733条の13との関係や地方税法の立法上重視されてきた課税の公平性の確保との関係でどのように考えるか。

## 箕面市開発事業等緑化負担税について

平成 27 年 8 月 日 総務省自治税務局

現在協議中である箕面市開発事業等緑化負担税条例(平成 26 年 12 月 22 日条例第 54 号) については、下記のとおり、地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号) (以下「法」という。)の規定に抵触するおそれがあるほか、課税の公平性の確保という租税施策に照らし適当でないと考えられます。

記

箕面市開発事業等緑化負担税条例の減額規定は、市内本店等事業者と市外本店等事業者を区分し、市外本店等事業者には減額の余地がない一方で、市内本店等事業者については、担税力や公益性等について条件を付けずに減額することができるとされている。

当該規定は、災害、貧困等の事情により減免を必要とすると認められる者、その 他特別な事情がある者に限って減免を認めている法第733条の13に抵触するおそれ があるほか、課税の公平性の確保という租税施策に照らし適当でないと考えられる。